

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、翌日発行)

目次
◇告 示 米飯提供業者の登録
計量器の定期検査の実施
◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百二十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規
則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

倉振 第三〇二号 昭四〇、七、三〇 壺坂恭子 瓢箪屋 東伯郡三朝町大字三住所と同じ。 朝九七三番地の一〇

鳥取県告示第四百二十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、境

港市の計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時	検査区域	検査場所
九月二十七日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	境港市	外江公民館
〃 二十八日 〃	〃	渡 〃
〃 二十九日 〃	〃	中浜 〃
〃 三十日 〃	〃	余子 〃
十月 一日 〃	〃	上道 〃
〃 四日 〃	〃	境 〃
〃 五日 〃	〃	〃
〃 六日 〃	〃	〃
〃 八日 午前十時から 午後三時まで	〃	〃

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年八月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 荻 原 治 郎

一 日時 昭和四十年八月三十日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和四十一年度県立学校使用教科書の採択につい

(2) その他